

伊佐市立中学校再編成推進委員会に関する規程

平成23年5月25日
教育委員会訓令第2号

(設置)

第1条 伊佐市立中学校の再編成を推進し適正規模を確保するため、再編成に関する事項を調査検討して、その基本方針を策定し、もって学校教育の推進及び向上を図るため伊佐市立中学校再編成推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 中学校再編成計画の策定とその推進
- (2) 中学校再編成に関する事務の調整及びこれに必要な対策に関する事項
- (3) 学校施設、跡地等の転用及び活用に関する事項
- (4) その他前各号に準じ必要な事項

(委員)

第3条 委員会に委員を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 各課長(局長・所長)
- (5) その他必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、市長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催する。

- 2 委員が必要と認めるときは、委員長に対し、会議の招集を請求することができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。